

2025年12月

経営法友会会社法研究会「会社法改正に関する提言」の補足説明 —株主提案権に関する提言について

中山雄太郎 弁護士（東京八丁堀法律事務所）
三崎 博司 日本製鉄法務部国内法務室長
原口 亮 野村ホールディングスグループ法務部文書課長、
野村證券法務部文書課長

I はじめに

経営法友会会社法研究会（以下「本研究会」という）は、2024年9月に、「会社法改正に関する提言——株主総会における議決権の事前行使制度および株主提案権について」（以下「本提言」という）を公表した¹。本提言は、①株主総会における議決権の事前行使制度および②株主提案権の2点に関し、会社法の改正を提言するものである。

筆者らのうち三崎・原口は本研究会のメンバーとして、中山はアドバイザーとして、本提言の取りまとめに携わった。

本提言の公表後、本提言が契機の1つとなって、株主総会における議決権の事前行使制度や株主提案権に関し、さまざまな議論がなされており、本提言は、各種研究会や論文等でも言及されている²。また、2025年4月より、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会で会社法制の見直しについての議論が行われているところ、同部会では、「事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度」や「株主提案権に関する規律の見直し」が検討対象になっている。

このような状況を踏まえ、本稿では、本提言のうち「株主提案権に関する提言」について、提言の趣旨や考え方、検討に当たって考慮した点などを補足的に説明する³。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は、いずれも筆者らの個人的見解であり、筆者らの所属する組織の見解を示すものではない。

¹ 経営法友会ウェブサイト (<https://www.keieihoyukai.jp/library/details/2723>)。

² たとえば、公益社団法人商事法務研究会会社法制研究会第4回資料（資料4）5頁、同研究会「会社法制研究会報告書」（2025年2月）106頁、経済産業省「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会第3回事務局説明資料（資料3）84頁、同研究会「会社法の改正に関する報告書」（2025年1月17日）30頁、佐伯次郎=得津晶「上場会社の株主提案権行使データからみる株主提案権制限の可能性」旬刊商事法務2396号（2025）24頁等。

³ 本提言のうち「株主総会における議決権の事前行使制度に関する提言」については、筆者らの別稿「経営法友会会社法研究会『会社法改正に関する提言』の補足説明——株主総会における議決権の事前行使制度に関する提言について」旬刊商事法務2409号（2025）4頁を参照されたい。

II 提言の内容

株主提案権に関する提言

(1) 【法改正】議決権保有要件（会社法 303 条 2 項、305 条 1 項）の見直し

議決権保有要件（会社法 303 条 2 項・305 条 1 項）について、「300 個以上の議決権」要件を廃止し、「1%以上の議決権」要件のみを維持する。

(2) 【法改正】株主提案権の行使期限（会社法 303 条 2 項、305 条 1 項）の見直し

定時株主総会における株主提案権の行使期限（「株主総会の日の 8 週間前まで」）（会社法 303 条 2 項、305 条 1 項）について、定時株主総会の基準日を定めた会社においては、「定時株主総会の基準日から 2 週間以内」とする。

(3) 【解釈の明確化】同一の議案の連続提案の要件の明確化

「実質的に同一の議案」（会社法 304 条、305 条 6 項）の判断基準または複数の具体例をガイドライン等で示す。

(4) 【法改正】株主提案権の濫用的行使の制限規定の新設

令和元年会社法改正時に新設が見送られた「株主による不当な目的等による議案の提案を制限する規定」を設ける。

(5) 【法改正】定款の任意的記載事項（会社法 29 条）の見直し

公開会社においては、「業務執行に関する事項」を定款に定めることを内容とする株主提案を行うことはできない旨の規定を設ける。

III 補足説明

1 議決権保有要件（会社法 303 条 2 項、305 条 1 項）の見直し

(1) 300 個要件を廃止すべき理由

現行法上、取締役会設置会社においては、株主提案権は、総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権または 300 個以上の議決権を 6か月前から引き続き有する株主が行使することができるものとされているが（会社法 303 条 2 項、305 条 1 項）、本提言では、当該議決権保有要件のうち、「300 個以上の議決権」の要件（以下「300 個要件」という）を廃止し、「総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権」の要件のみを維持することを提案している。300 個要件を廃止すべきと考える理由は、主に、次の 4 点である。

① 現行法のもとでは、可決の可能性が非常に低い株主提案の対応のために、会社において多大な負担が発生していること

現行法のもとでは、株主は、300 個の議決権さえ保有していれば株主提案権の行使が可能であることから、実態として、上場会社において、可決の可能性が非常に低い株主提案が多数なされている。

この点、本提言の公表後に発表された論考である佐伯次郎＝得津晶「上場会社の株主提案権行使データからみる株主提案権制限の可能性」旬刊商事法務 2396 号(2025) 23 頁⁴によれば、2010 年 4 月～2024 年 6 月までに開催された上場会社の株主総会のうち、提案株主の議決権保有比率が判明した 2,101 件について、提案株主の議決権保有比率と賛成率等との関係は次のとおりである。

議決権比率 1 %の閾値による群間分析

提案株主の議決権比率	1 %未満	1 %以上	合計
株主提案数	1,317	784	2,101
提案株主の議決権比率 %	0.1	8.2	3.1
賛成率 %	8.0	27.7	15.3
提案株主以外賛成率 %	7.9	21.9	13.2
定款変更以外の法定事項 %	7.3	26.0	19.0
定款変更 %	8.2	16.4	10.5
可決・一部可決数	1	77	78
可決・一部可決率 %	0.1	9.8	3.7
10%未満賛成提案数	1,013	94	1,107
10%未満賛成割合 %	76.9	12.0	52.7

これによれば、議決権保有比率が 1%未満の株主による株主提案（300 個要件のみを満たす株主提案）については、賛成率の平均値が 8.0%、提案株主以外の賛成率の平均値が 7.9%、実際に可決された事例が 1,317 件中 1 件のみ⁵であり、可決の可能性が非常に限定的であることが明らかである。

一方、株主提案権の行使がなされると、それが可決可能性の乏しいものであったとしても、会社は、株主提案を取り上げるか否か（株主提案権の行使要件を充足しているか否かや、株主総会の議案として適法であるか否か）の検討、必要に応じた提案株主との折衝、株主提案に対する取締役会の意見の検討・作成、株主提案を踏まえた議

⁴ 同論考は、本提言を踏まえて執筆されたものであり、本提言が提案するような株主提案権の制限を正当化し得る立法事実の有無をデータ（1983 年～2024 年の上場会社の株主提案権行使事例の調査）によって確認しようとするものである。

⁵ 可決された 1 件は、取締役会も株主提案に賛成した事例であった。

事運営の準備等の対応に相当の時間・労力・費用をかけるを得ない。また、招集通知（株主総会参考書類）のページ数増による印刷料金や郵便料金の増加等の費用も追加的に必要となる（場合によっては追加の費用が数百万円単位となることも考えられる）。これらは、会社にとって非常に大きな負担となる。

このように、現行法のもとでは、300個要件があることから、可決の可能性が非常に低い株主提案の対応のために会社において多大な時間・労力・費用の負担が発生している。このような状況は、株主共同の利益に反するものであり、改善すべきである（会社に多大な負担が発生した場合、結局、株主共同の利益に影響することになるから、株主提案権の要件は、株主提案権が行使された場合の会社の負担との兼ね合いで検討すべきである）。

② 個数要件の制度自体が不合理であること

株主が議決権を一定の個数（300個）有していることの意味合いは、当該会社の議決権全体の個数（発行済株式の総数）次第で大きく異なるし、当該会社が上場会社であるか否か等によってもまったく異なるから、いかなる会社であっても、株主が一定の個数の議決権を有していれば、一律、株主提案権を行使することができるという制度は、その個数いかんにかかわらず、そもそも合理性を欠く。個数要件が存在すると、株式数が多い会社や投資単位が小さい会社においては、議決権保有比率がごくわずかの株主にも株主提案権が認められることとなり、会社間において、株主提案権行使の要件が実質的に異なることになってしまうばかりか、同じ会社であっても、たとえば、株式分割や株式併合を行っただけで、（各株主の議決権保有比率等の実態は基本的に変わらないのに）株主提案権を行使することができる株主の範囲が増減することになってしまう。

このように、株主が一定の個数の議決権を有していること（個数要件）を株主提案権行使の要件とすることは、その個数いかんにかかわらず、そもそも不合理である。

③ 株主提案権が導入された当時の制度趣旨は現在では妥当しないこと

株主提案権が導入された昭和56年当時、その制度趣旨は、「株主が自らの意思を総会に訴えることができる権利を保障することにより、その疎外感を払拭し、経営者と株主あるいは株主相互間のコミュニケーションをよくして、開かれた株主総会を実現しようとするものである。」とされていた⁶。

しかし、現在では、コーポレートガバナンス・コードにおいて、「上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主

⁶ 稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会、1982）131頁。

総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。」と規定され（原則1-2）、同コードの補充原則で、株主との建設的な対話に向けてさまざまな事項⁷が要請されている。上場会社は、これらの趣旨や株主・機関投資家の要望も踏まえて、招集通知の可読性向上、株主総会開催日の分散化、招集通知の任意記載の充実や早期発送、事前質問の募集、株主総会当日の報告内容等のビジュアル化や議事の配信等、継続的に株主総会における会社と株主とのコミュニケーションの向上を図っている。したがって、現在では、会社と株主とのコミュニケーションに関する状況は、昭和56年当時とは明らかに異なっており、「株主の疎外感を払拭し、経営者と株主あるいは株主相互間のコミュニケーションをよくすること」を目的として、株主提案権の行使を認める必要は乏しくなっている。

今日においては、株主提案権の制度趣旨については、「経営陣の方針と株主の考え方方が異なる場合に経営陣の方針を是正する（議案の提案を通じて経営陣にプレッシャーをかける）ための手段」と理解するのが相当である⁸。そして、株主提案権の制度趣旨をそのように解する場合、株主提案については、「決議成立の実現可能性」が存することが前提となる。この点、300個要件が存在すると、株主の議決権保有比率が僅少で、「決議成立の実現可能性」が乏しい場合にも株主提案権の行使を認めることとなるため、妥当ではない。

④ 投資単位の引き下げ

現在においては、株主提案権の制度が導入された昭和56年当時と比較して、投資単位（一売買単位当たりの価格）が減少している⁹。これにより、「300個以上の議決権」を取得するために必要な投資額も減少している。

(2) 300個要件を廃止することの許容性

300個要件を廃止し、「1%以上の議決権」の要件のみを維持することとした場合、現行法と比較して、株主提案権行使することができる株主が減少することから、そのような改正の許容性が問題となる。

しかし、上記(1)①のとおり、300個要件がある現行制度のもとでは、可決の可能性が非常に低い株主提案の対応のために会社において多大な時間・労力・費用の負担が発生し、株主共同の利益に反する状況となっているから、300個要件を廃止することは許

⁷ 株主総会における株主の適切な判断に資する情報の適確な提供（補充原則1-2①）、招集通知の早期発送および電子的公表（補充原則1-2②）、株主との建設的な対話の充実や正確な情報提供等の観点を考慮した株主総会開催の日程の適切な設定（補充原則1-2③）等。

⁸ 松尾健一「株主提案制度の見直しの要否——近時の特徴的な行使事例を踏まえて」法律時報86巻3号（2014）53頁。

⁹ 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会第4回会議参考資料10。

容されると考えられる。

また、少数の議決権しか保有しない株主による提案であっても、他の株主の賛同を集め、複数の株主による共同提案とすることにより、「1%以上の議決権」を確保することも可能であるから、300 個要件を廃止したとしても、過度に株主の権利を制約することにはならない。特に、近年においては、インターネットの発達により、他の株主に共同提案を呼びかけ、その賛同を集めることが比較的容易であることも考慮すべきである。

なお、仮に、300 個要件を廃止し、「1%以上の議決権」の保有比率要件のみとするのでは、株主提案権を行使することができる株主の範囲が狭いと考えられる場合には、保有比率要件における「1%以上」という比率を引き下げる（たとえば、「0.8%以上」とする）ことも考えられる。

2 株主提案権の行使期限（会社法 303 条 2 項、305 条 1 項）の見直し

（1）現行制度における会社のスケジュール上の負担

現行法上、株主提案権は、株主総会の日の 8 週間前までに行使しなければならないものとされている（会社法 302 条 2 項、305 条 1 項）。

株主提案権が行使された場合、会社は、株主総会の招集決定の取締役会（会社法 298 条 1 項・4 項）までに、株主提案を取り上げるか否か（株主提案権の行使要件を充足しているか否かや、株主総会の議案として適法であるか否か）の検討、必要に応じた提案株主との折衝、株主提案に対する取締役会の意見の検討・作成等の実務対応を行う必要があるが、「株主総会の日の 8 週間前まで」という現行の行使期限を前提とした場合、これらの実務対応にあてられる期間は非常に短く、会社にとって大きな負担となっている。

たとえば、3 月決算（6 月総会）の上場会社の場合、株主提案権の行使期限（株主総会の日の 8 週間前）は 4 月下旬から 5 月初めとなる一方、株主総会の招集決定の取締役会は、5 月中旬前後に開催するケースが多い。その間に、ゴールデンウィークもあることから、「株主提案権の行使期限」から「株主総会の招集決定の取締役会」までの期間は 5~14 営業日程度にすぎないケースが多い¹⁰（なお、株主総会の招集決定の取締役会の開催日は、招集通知の印刷や封入等のスケジュールを踏まえて決定することになるため、株主総会の招集決定の取締役会の開催日を大幅に後倒しすることは困難である）。このように、現行法のもとでは、株主提案権が行使された場合、きわめてタイトなスケジュールで対応せざるを得ない。

したがって、株主提案権の行使期限については、前倒しすべきである。本提言では、定時株主総会における株主提案権の行使期限を「株主総会の基準日から 2 週間以内」と

¹⁰ 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会第 8 回会議参考資料 20。

することを提案している。

(2) 株主提案権の行使期限を「定時株主総会の基準日から 2 週間以内」とした場合の株主への影響

株主は、定時株主総会の日の 8 週間前の時点では、定時株主総会の開催日を正確には知ることができないのが通常であるため¹¹、株主提案権の行使期限が「株主総会の日の 8 週間前」である現行法のもとにおいては、株主提案権行使しようとする株主は、株主提案権の具体的な行使期限を明確に把握することができない。この点、株主提案権の行使期限を「株主総会の基準日から 2 週間以内」とすれば、株主は、行使期限を明確に把握することができるようになるため、株主にとってもメリットがある。

他方、「株主総会の日の 8 週間前」の時点と「株主総会の基準日から 2 週間後」の時点とでは、株主が株主提案権行使のために有している判断材料（株主提案権行使するか否かや株主提案の具体的な内容を検討・判断するための情報等）に実質的に差異がないのが通常である（決算情報についても、多くの上場会社では「株主総会の日の 8 週間前」までに決算発表はなされないため、株主提案権の行使期限を「株主総会の日の 8 週間前」から「株主総会の基準日から 2 週間以内」へ前倒しても、株主が株主提案権の行使期限の時点で有している決算情報に違いは生じないと考えられる）。したがって、株主提案権の行使期限を「株主総会の基準日から 2 週間以内」としたとしても、通常、株主提案権行使しようとする株主が不利益を被ることはないと考えられる。

なお、株主提案権の行使期限を「定時株主総会の基準日から 2 週間以内」とした場合、会社が（定時株主総会の開催日を大幅に前倒しするなどして）基準日から定時株主総会の開催日までの期間を短くすることにより、提案株主以外の株主による株主提案議案の検討期間が十分に確保されないこととなる懸念はないか、という点も問題となり得る。しかし、たとえば、上場会社であれば、（そもそも、計算書類・事業報告等の作成・監査・承認の手続に要する期間や、招集通知等の印刷・封入等に要する期間等との関係で、定時株主総会の開催日を大幅に前倒しすることは現実的には困難である上、いずれにしても）遅くとも株主総会の日の 3 週間前までに、株主提案議案（提案の理由や株主提案議案に対する取締役会の意見等を含む）について電子提供措置をとらなければならず（会社法 325 条の 4 第 4 項、325 条の 3 第 1 項 1 号～3 号、会社法施行規則 73 条 1 項 1 号、93 条）、そのことは、株主提案権の行使期限を「株主総会の日の 8 週間前」から「株主総会の基準日から 2 週間以内」へ変更しても変わらないから、株主提案権の行使期限を「定時株主総会の基準日から 2 週間以内」としても、提案株主以外の株

¹¹ 上場会社では、定時株主総会の開催予定日は、決算短信で最初に開示されるのが一般的であるところ、多くの上場会社では、決算短信の開示（決算発表）がなされるのは、「株主総会の日の 8 週間前」より後である。

主による株主提案議案の検討期間が十分に確保されなくなるという問題は生じない¹²。

(3) 「定時株主総会」に限定した行使期限の見直しをすることについて

本提言では、「定時株主総会」についてのみ、株主提案権の行使期限を「基準日から2週間以内」とすることを提案しており、「臨時株主総会」については、「株主総会の日の8週間前」という行使期限を変更しないことを前提としている。これは、臨時株主総会については、「基準日から2週間以内」を株主提案権の行使期限とすると、実際上、会社の対応が困難となることを踏まえたものである。すなわち、上場会社の臨時株主総会については、実務上、基準日から6~8週間程度のうちに開催される場合が多いことから、「基準日から2週間以内」を臨時株主総会の株主提案権の行使期限とすると、臨時株主総会の4~6週間程度前に株主提案権の行使がなされることになり、実際上、上場会社は、株主提案に対応することができない。

この点、定時株主総会と臨時株主総会で、株主提案権の行使期限に関し、異なる規律を設けることの当否が問題となるが、①定時株主総会については、もともと、計算書類や事業報告等の作成・監査・承認の手続等の関係で、基準日（決算日）から株主総会までのスケジュールや期間が臨時株主総会とは大きく異なることが想定されていること、②臨時株主総会については、本提言が提案している株主提案権の行使期限の見直しが実現しても、株主提案権の行使期限は変更されず、株主の権利に影響はない一方、定時株主総会については、当該見直しが実現すると、上記(1)および(2)のとおり、会社側と株主側の双方にとってメリットがあることからすると、定時株主総会と臨時株主総会で、株主提案権の行使期限に差異を設けることは、不合理ではないと考えられる。

なお、「定時株主総会の基準日」と「事業年度の末日（決算日）」は（理論上は）必ずしも一致しないこと¹³を踏まえ、定時株主総会における株主提案権の行使期限を「事業年度の末日から2週間以内」とすることも考えられる。

3 定款の任意的記載事項（会社法29条）の見直し

(1) 「業務執行に関する事項」を定款に定めることを内容とする株主提案の制限

近年の上場会社の株主提案の事例では、定款変更議案が相当の割合を占め、その中でも、業務執行に関する事項（たとえば、事業上の一定の目標・方針・計画等を策定する

¹² さらにいえば、現行法のもとでは、（たとえば、非上場会社において）株主提案権が行使された後に、会社が株主総会の開催日を予定より大幅に前倒しすることにより、「株主総会の日の8週間前まで」の要件を満たさなくさせること（不適法な株主提案とすること）が（理論上は）可能であるが、株主提案権の行使期限を「株主総会の基準日から2週間以内」とすれば、そのようなこと（会社が株主総会の開催日を大幅に前倒しすることにより不適法な株主提案とすること）はできなくなる。

¹³ たとえば、定時株主総会の開催日を後倒しするために、「定時株主総会の基準日」を「事業年度の末日（決算日）」とは異なる日に設定するケースも考えられる。

こと、一定の事項を開示すること、政策保有株式等一定の財産を処分すること、一定の事業から撤退すること、一定の委員会や調査チーム等を設置すること等)を定款に定めることを内容とする株主提案も多く含まれているのが実情である。これは、取締役会設置会社においては、株主総会の決議事項が会社法および定款に規定する事項に限定されており(会社法295条2項)、業務執行に関する事項は、そのままでは株主総会の決議事項(株主提案の対象事項)とならないことから、定款変更の形式で業務執行に関する事項を提案しているものである。

しかし、取締役会設置会社の業務執行は、本来、取締役会が決定すべきものである(会社法362条2項1号、399条の13第1項1号、416条1項1号)。定款変更の形式で業務執行に関する事項を提案することを認めると、事実上、いかなる事項についても無制限に株主提案を行うことが可能となり、所有と経営を制度的に分離すべく株主総会の権限を限定した会社法295条2項の趣旨に反することになりかねない。また、仮に、日常的な業務執行に関する事項が定款に定められることになると、当該事項を変更するためには株主総会の特別決議による定款変更が必要となるが、株主総会は、臨時株主総会を除くと、通常年に1回しか開催されないから、経営環境の変化に応じた機動的で柔軟な経営判断、会社経営に支障が生じるおそれがある。

一方、「業務執行に関する事項」を定款に定めることを内容とする株主提案を制限したとしても、株主は、取締役の選解任に関する株主提案を行うことは可能であり、取締役の選解任を通じて、「業務執行に関する事項」についての自らの考えを経営に反映させる(実現させる)ことができるから、株主の利益を不当に害することにはならない。

以上から、公開会社においては、「業務執行に関する事項」を定款に定めることを内容とする株主提案を行うことはできないものとすべきである。

なお、業務執行の決定機関である取締役会自身が「業務執行に関する事項」を定款に定めるのが適当であると判断した場合には、これを認めて問題ないと考えられるから、

「業務執行に関する事項」を定款に定めることを一律に禁止すべきではなく、「業務執行に関する事項」を定款に定めることを内容とする定款変更議案を取締役会が会社提案として提出することは認めるべきである。

(2) 対象事項の限定の方法について

「業務執行に関する事項」を定款に定めることを内容とする株主提案を制限すべきという考え方に対しては、「業務執行に関する事項」の範囲が必ずしも明確でないことから、そのような法改正を行うと、株主提案が適法であるか否かの判断が難しくなるとの指摘がある。

この点、株主提案により提案することができる定款変更の範囲を明確にする観点から、「業務執行に関する事項」に係る定款変更を提案することができない旨の規定を設

けるのではなく、株主提案により提案することができる定款変更の範囲(対象事項)を限定期に列挙(規定)するという法改正を行うことも考えられる。具体的には、株主提案による定款変更については、その対象を、①会社法 27 条各号に掲げる事項および②定款で定めることができる旨を会社法または会社法施行規則が明文の規定で定めている事項(以下、あわせて「法定定款記載事項」という)に限定する旨の規律¹⁴を設けることが考えられる¹⁵。

このような規律を設けたとしても、実質的には、「業務執行に関する事項」に係る定款変更の株主提案を制限するのと変わらず、上記(1)で述べた理由から、株主の利益を不当に害することにならない。すなわち、法定定款記載事項以外の事項については、(株主総会の決議事項として会社法が規定している事項を除き¹⁶) 本来、取締役会で決定すべき事項であるから、定款変更の形式で当該事項を提案することを認めると、株主総会の権限を限定した会社法 295 条 2 項の趣旨に反することになりかねない。一方で、株主は、法定定款記載事項以外の事項については、取締役の選解任を通じて、自らの考えを経営に反映させる(実現させる)ことが可能である。このように、法定定款記載事項以外の事項については、上記(1)で述べた点(「業務執行に関する事項」に係る定款変更の株主提案を制限すべき理由)が妥当する。

この点、上場会社における定款変更の株主提案の実際の事例の内容等に照らしても、このような規律を設けることは許容されると考えられる。すなわち、佐伯=得津・前掲 29 頁によれば、2010 年 4 月以降に開催された上場会社の株主総会で採決された定款変更の株主提案のうち、提案株主の議決権比率が確認できた 1,411 件について、定款変更提案の内容および決議の結果等は次のとおりである。

¹⁴ たとえば、会社法 326 条 2 項は、「株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会又は指名委員会等を置くことができる。」と規定しているから、当該規律によれば、監査役会を廃止し監査等委員会を置く旨の定款変更を提案することは可能となる。また、会社法 346 条 1 項は、「……定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。」と規定しているところ、当該条項は、「役員の員数」を定款で定めることができる旨を定めた会社法の明文の規定に該当すると解される。したがって、当該規律によれば、「役員の員数」を変更する定款変更を提案することは可能となる。

¹⁵ なお、たとえば、事業年度の期間や役付取締役に関する事項のように法定定款記載事項に該当しない事項であっても、すでに定款に規定されている事項については、それを変更する定款変更を提案することは可能とすることも考えられる。

¹⁶ 「法定定款記載事項以外の事項」には、株主総会の決議事項として会社法が規定している事項も含まれるが、株主総会の決議事項については、もともと、それ自体を株主提案の対象とすることが可能であるから、これを株主提案による定款変更の対象事項から除外しても問題ないと考えられる。

内容に基づく定款変更提案の分類

	株主 提案数	提案株主 の議決権 比率	賛成率	提案株主 以外の 賛成率	可決・一 部可決数	可決率	10%未満 賛成 議案数	10%未満 賛成 提案割合
①ガバナンス関連事項		%	%	%	—	— %	3	42.9
・機関設計	7	2.7	10.2	7.7	—	—	3	53.9
・役員数・任期・報酬	76	3.7	16.0	13.5	3	3.9	41	72.6
・総会・株主権行使関連事項	62	0.8	10.3	9.6	—	—	45	14.3
・種類株式などの事項	7	11.2	60.9	59.5	4	57.1	1	27.1
・役職・資格の創設・変更	59	1.0	18.3	17.5	—	—	16	41.9
・社外役員	31	3.2	13.0	10.1	—	—	13	50.0
・経営方針・ガバナンス方針	10	3.5	20.8	17.9	—	—	5	81.5
・特定の組織・規定の設置	54	1.1	6.0	5.0	—	—	44	60.7
・CSR・気候・環境・安全	61	0.9	10.0	9.3	—	—	37	87.5
・法令遵守・人権労働問題	24	0.1	5.9	5.7	—	—	21	22.9
・政策保有株処分等	35	5.1	16.4	11.9	—	—	8	—
・買収防衛策	5	9.6	37.0	30.7	—	—	—	—
・報酬個別開示	107	1.9	24.5	23.0	—	—	9	8.4
・経営・総会等情報開示	153	2.7	14.7	12.6	—	—	69	45.1
①ガバナンス関連事項	691	2.3	15.5	13.8	7	1.0	312	45.2
②株主還元に関する事項								
・配当・資本政策関連	12	2.6	16.2	14.0	—	—	4	33.3
・配当決定機関	23	3.6	28.9	26.6	1	4.3	2	8.7
・自己株取得	12	1.0	9.5	8.6	—	—	7	58.3
・自己株式消却	13	4.5	20.8	17.1	—	—	3	23.1
②株主還元に関する事項	60	3.1	20.7	18.4	1	1.7	16	26.7
③具体的な業務執行事項								
・具体的な投資・事業・子会社管理等	11	2.6	13.8	11.5	—	—	5	45.5
・原発・電力・エネルギー	485	1.0	6.4	5.5	—	—	388	80.0
・その他の個別的な事項・行為	96	1.4	7.5	6.3	—	—	73	76.0
③具体的な業務執行事項	592	1.1	6.8	5.7	—	0.0	466	78.7
④その他								
・目的・商号・株式数等の変更	27	2.1	10.5	8.7	1	3.7	20	74.1
・提案した定款変更を前提とする議案	5	8.6	31.2	24.8	—	—	—	—
・その他定款変更	36	2.8	11.8	9.6	—	—	26	72.2
④その他	68	3.0	12.7	10.4	1	1.5	46	67.6
定款変更の提案	1,411	1.9	11.9	10.5	9	0.6	840	59.5

※ 2010年4月以降開催の総会で採決された定款変更提案のうち、提案株主の議決権比率が確認できた1,411件を対象。ただし、提案株主以外の賛成率がマイナスとなるものを除く。

上記図表に記載の定款変更提案の対象事項のうち、法定定款記載事項に該当するのは、「機関設計」「役員数・任期・報酬」「総会・株主権行使関連事項」「種類株式などの事項」「配当決定機関」「目的・商号・株式数等の変更」であり、それ以外が「法定定款記載事項以外の事項」となるが、「法定定款記載事項以外の事項」の具体的な内容を見ると、「経営方針・ガバナンス方針」「特定の組織・規定の設置」「CSR・気候・環境・安全」「法令遵守・人権労働問題」「政策保有株処分等」といったものであり、その内容に照らし、いずれも、本来、取締役会において決定すべき事項ということができる。したがって、実際の事例において定款変更提案の対象とされた「法定定款記載事項以外の事

項」については、その具体的な内容からして、いずれも、上記(1)で述べた点が妥当する（株主は、これらの事項については、取締役の選解任を通じて、自らの考えを経営に反映させる（実現させる）べきである）。また、上記の調査結果によれば、「法定定款記載事項以外の事項」に係る定款変更の株主提案について、可決された事例は1件もない。このような実際の株主提案の事例からしても、株主提案による定款変更の対象事項を法定定款記載事項に限定する旨の規律を設けることは許容されると考えられる。

IV おわりに

上場会社の株主総会の実務においては、可決可能性の乏しい株主提案の対応のために会社において多大な負担が生じていることに対する強い問題意識がある。会社の過度な負担を軽減し、株主との建設的かつ実効的な対話を促進する観点から、今後の会社法改正の検討において、本提言をふまえた議論がなされることを期待したい。

以上